

定 款

社会福祉法人
恵仁福祉協会

社会福祉法人 恵仁福祉協会定款(租特法適用)

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人短期入所事業の経営

ロ 老人デイサービス事業の経営

ハ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

ニ 老人居宅介護等事業の経営

ホ 障害福祉サービス事業の経営

ヘ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人恵仁福祉協会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長野県上田市真田町長7141—1番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員九名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、外部委員一名、事務局員一名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員一名が出席し、かつ、賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一名及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七 第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数の三分の一を超えて含まされることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が六十万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

第十一 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十二 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十三 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十四 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十五 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が

これに署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事七名
- (2) 監事二名

- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、一名を、常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の十六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第十七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第十八条 社会福祉法第四十四条六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちに
は、理事のいずれか一名及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、
理事総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、
この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（そ
の親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれ
てはならない。また、各監事は、相互の親族その他特殊の関係がある者であ
つてはならない。

(理事の職務及び権限)

第十九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務
を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、
その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、
この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自
己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二十条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報
告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の
業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二十一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終
のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する
時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二十二条 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二十三条 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第二十四条 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「総合施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構 成)

第二十五条 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(権 限)

第二十六条 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第二十七条 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第二十八条 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が該当提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の

決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 二十九 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 三十 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産と公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長野県上田市真田町長字蓮台7141番1所在の鉄筋コンクリート造

瓦葺平家建 特別養護老人ホームアザレアンさなだ

園舎 1棟 (2,960.59平方メートル)

(2) 長野県上田市真田町長字蓮台7141番1所在の鉄筋コンクリート・

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 地域交流施設アゼリア

園舎 1棟 (381.14平方メートル)

(3) 長野県上田市真田町長字蓮台7141番1所在の特別養護老人ホーム

アザレアンさなだ

敷地 1筆 (10,794.25平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7146番3

1筆 (23.45平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7150番1

1筆 (46.64平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7155番7

1筆 (82.13平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7156番

1筆 (1,584.05平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7140番2

1筆 (1,791平方メートル)

長野県上田市真田町長字蓮台7140番3

1筆 (6.36平方メートル)

(4) 長野県上田市菅平高原字菅平1260番28外所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺

平家建 宅幼老所 菅平の家

園舎 1棟 (159.56平方メートル)

長野県上田市菅平高原字菅平1260番28外所在の木造合金メッキ鋼板ぶき

2階建 菅平グループホーム

園舎 1棟 (202.28平方メートル)

長野県上田市菅平高原字菅平1260番28

敷地 1筆 (206.55平方メートル)

長野県上田市菅平高原字菅平1260番29

1筆 (130.45平方メートル)

長野県上田市菅平高原字菅平1260番16

- 1 筆 (2,155.00平方メートル)
 長野県上田市菅平高原字菅平1260番23
 1 筆 (504.69平方メートル)
 長野県上田市菅平高原字菅平1262番15
 1 筆 (676.11平方メートル)
 長野県上田市菅平高原字菅平1262番20
 1 筆 (280.43平方メートル)
- (5) 長野県上田市真田町傍陽字中村6185番地2外所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
 平家建 萩の家 萩・曲尾グループホーム
 園舎 1棟 (335.10平方メートル)
- (6) 長野県上田市真田町本原字大腐ヶ668番地1外所在の木造かわらぶき
 平家建 下原グループホーム
 園舎 1棟 (402.48平方メートル)
- (7) 長野県上田市真田町長字甲石4205番地2外所在の木造かわらぶき
 平家建 真田グループホーム
 園舎 1棟 (199.02平方メートル)
- (8) 長野県上田市上田字秋葉裏2545番地5所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
 平家建 新田の家
 園舎 1棟 (182.59平方メートル)
- (9) 長野県上田市真田町本原字上間当772番地2の木造合金メッキ鋼板葺
 平家建 サテライト型居住施設 大畠の家
 園舎 1棟 (698.29平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当770番12
 1 筆 (35.18平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当771番7
 1 筆 (84.59平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当771番17
 1 筆 (3.69平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当771番18
 1 筆 (113平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当772番2
 1 筆 (2,162.00平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当772番
 1 筆 (119平方メートル)

長野県上田市真田町本原字上間当771番5
 1 筆 (7.75平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三十九条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 三十一 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、上田市長の承認を得なけれ

ばならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、上田市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 三十二 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 三十三 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 三十四 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 三十五 条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 三十六 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 三十七 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 顧問

(顧問)

第 三十八 条 この法人に顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
3 顧問は、会務について理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第 三十九 条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1) 訪問看護ステーション真田の経営
(2) 居宅介護支援事業（えん）
(3) 訪問入浴介護事業（訪問入浴サービスアザレアン）
(4) 配食サービス事業
(5) 宅老所スポットステイ（宿泊）事業
(6) カフェアンドギャラリーサービスの経営
(7) 訪問介護員養成研修事業
(8) 地方自治体からの指定管理業務事業
(9) 有償日常生活支援サービス事業
(10) サービス付き高齢者向け住宅の経営事業
2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第九章 解散

(解散)

第 四十 条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 四十一 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第 四十二 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、上田市長の認可(社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものと除く。)を受けなければならない。
2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を上田市長に届け出なければならない。

第 十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 四十三 条 この法人の公告は、社会福祉法人恵仁福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 四十四 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理	事	長	黒	澤	正	憲
理	事	若	林	康	朗	人
理	事	柳	澤	有	人	
理	事	山	宮	袈裟	茂	
理	事	河	合	清	夫	
理	事	小	玉	眞	三	
理	事	岡	本	有	郎	
理	事	堀	内	章	雄	
理	事	柳	沢	俊	渡	
理	事	荻	原	龍		
理	事	宮	島	澤		
監	事	吉	澤	新		
監	事	宮	島	恵		

附 則

この定款は、平成二十九年四月一日から施行する。

